令和７年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第２回）

日時：令和７年８月 19 日（火）午前 10 時～
形式：対面及びオンラインの併用方式

―― 会 議 次 第 ――

１　環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト【１回目】

【審議資料】
資料１　「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

＜出席者＞

会長　　片谷委員

第二部会長　宗方委員

安立委員

尾崎委員

羽染委員

廣江委員

森川委員

保高委員

（８名）

関政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

資料１

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

１　意見書等の件数

都民からの意見書	４　件
事業段階関係市長からの意見	１　件
合　　計	５　件

２　都民からの主な意見

(1)　環境全般

・　騒音、振動や低周波、圧迫感の低減、地盤沈下による周辺への影響などを考えると、計画建築物は敷地境界線から物理的に距離を取ることが効果的だと考えられる。

・　新工場との距離は南東側も東側と同じ10mは平等に離してもらいたい。新工場の圧迫感、騒音、振動、温暖化対策、CO_2削減、工場の明かり遮断のためまとまった樹木を植えてもらいたい。

(2)　大気汚染

・　計画地南東側の敷地境界では、建物の解体・建設が住宅の至近距離で行われ、なおかつ、工事車両の大部分が南側の正門から出入りするため、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気質が重なることが予測でき、近隣住宅付近の二酸化窒素の排出量はかなり多くなるのではないか。

・　大気汚染の懸念への低減策として、工事期間中は住居との境界付近で二酸化窒素を常時計測し、基準を超えないよう管理してもらいたい。

(3)　騒音・振動、低周波音

・　新工場棟は24時間365日稼働するため、不快な音で窓が開けられない等、生活の質の低下などの健康被害が心配である。

・　現時点でも工場からの音をかなり感じる。新工場棟による騒音・低周波音に対しての対策だけでなく、既存工場棟の機器の防音対策にも努め、工場全体として騒音の低減に力を入れてもらいたい。
・　「施設の稼働に伴う施設騒音の予測」には、新工場棟の設備機器のみしか音源として考えられていないように見えるため、水槽試験室の音源も設定して予測してもらいたい。
・　工場稼働後の騒音の予測には、風向きは考慮されているのか。予測より騒音がひどくなるのではないかと心配である。
・　工事中の長期の振動により家が傾いたり、家の耐震性能が低下したりしないか心配である。
・　「施設の稼働に伴う低周波音の予測」について、新工場棟はこれまでより設備機器の規模が大きくなると思われるため、その分も加味した予測にしてもらいたい。また、水槽試験室の音源も考慮に入れ予測してもらいたい。
・　夜間も稼働する加工機械や空調機器等の設備機器は、極力住宅地側から離れた場所へ設置すること。住宅地への騒音・低周波の影響が最小限に抑えられる配置を考えてもらいたい。
・　設備機器は可能な限り静かなものを選択してもらいたい。
・　騒音・振動・低周波音の懸念への低減策として、工事期間中は住居境界付近で騒音・振動を常時計測し、基準を超えないよう管理してもらいたい。また、施設稼働後も騒音・振動・低周波音の影響がある場合は、定期的に計測し、改善を図ってもらいたい。

(4)　地盤

・　計画地のある地域は「前沢」という地名のとおり、かつては川が流れていた場所であり、道路の冠水が頻繁に起こっていた場所である。今回の工事の掘削で水が大量に湧き、地盤沈下が発生するおそれがあるのではないか。

(5)　水循環

・　集中豪雨時の計画地の雨水処理能力は十分なのか。雨量が60㎜/hを超えた場合、

雨水が雨水浸透貯留槽に集中し溢れることが十分想定できるので、住宅が冠水し水浸しになるのではと心配である。

・　雨水浸透貯留槽の設置場所が住宅地との境界線すれすれであることから、設置場所周辺の地面の水分量が多くなり、地盤が弱くなる可能性はないのか。

・　新工場棟のスロープのような屋外階段は、集中豪雨時に処理しきれなくなった雨水が流れ、滝の役目を果たしてしまい、雨水が特定の場所に集中して浸透処理できなくなるおそれはないのか。

・　工事による大量の湧水や、現在より1.5倍も増える揚水を長期にわたって行うことで、地下水の量や流れに変化が起きて、南沢湧水や落合川の水量及び周辺の井戸の水位への影響が生じるのでないか。

(6)　景観

・　水槽試験室の高さと住宅地との距離、新工場棟の全体的な大きさによって、圧迫感が出るのではないか。新しい水槽試験室は、横にそびえ立つようで、新工場棟は大きな一つの塊として存在することになる。

・　景観の予測の調査地点として、計画地東側の南町通りからの近景を入れるべきである。代表的な景観の地点として抜かすことのできない場所だと思う。

(7)　自然との触れ合い活動の場

・　施設稼働後の従業員の増加で周辺道路の車の量が増えたり、歩道の通行量が増えて危険が増すのではないか。

・　前沢森の広場も、貴重な自然との触れ合いの場であり、今後は森の広場に隣接して公園も整備される予定のため、前沢森の広場への経路も予測に含めてもらいたい。

(8)　温室効果ガス

・　新工場棟が建設されることで温室効果ガスは確実に増加する。温暖化対策が急務と言われるなか、逆に温暖化に拍車をかけるのではないか。

・　新設される建物の空調からの熱、太陽光パネルや建物の壁からの熱や反射光によって、気温が上昇するのではないか。熱中症など健康被害が出るのではないか。

・　温室効果ガスの点で建物の反射光や壁からの熱による影響が少ない素材の使用や、壁面緑化を取り入れてはどうか。

(9)　その他（事業計画ほか）

・　緑地の面積を増やし、バランスよく配置し、緑の質を上げてもらいたい。

・　新工場棟の南側は工場敷地が住居と接しているため、周辺住民への圧迫感を軽減するため緑化帯を設置することを検討してもらいたい。また、水槽試験室は敷地境界からできるだけ離して、間に緑化帯を設けることで圧迫感の軽減を図ってもらいたい。

・　大企業であり、ブランドも持ち、世界を目指しているグローブライドにとって、地域を守り、地域住民との対話は重要な使命だと思う。

・　住民説明会が２回開催されたが、特に南町通りに面する地域住民に説明会の案内をしていないことに疑問を感じた。今後の説明会については影響を及ぼす地域住民に事前告知をしてもらいたい。

３　関係市長からの意見

【東久留米市長】

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案における当該事業に係る環境保全のための措置については、行政における各種関連計画に対する配慮及び各環境影響評価項目に対する個別的措置によって、基本的かつ総体的には評価すべき対応が行われているものと理解している。

次項では改めて個別環境影響評価項目の詳細について意見を列記し、周辺環境に対する特段の配慮措置を求めるものである。

(1)　大気汚染について

建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素及び浮遊粒子状物質について、周辺への影響を考慮し、工場開設後においても定期的に調査を行い、予想を超える交通量の増加及び、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染の状況が確認された場合には、速やかにその対策に努められたい。

(2)　騒音、振動について

ア　建設機械の稼動に伴う建設作業騒音・振動と工事用車両の道路交通に伴う騒音･振動については､周辺への影響を考慮し､工事完了後も測定に努められたい。

イ　工事に係る作業時間外における走行は、騒音、振動等の低減を図るための対策を講じられたい。

(3)　交通安全について

通学時間帯に走行が集中しないよう、適正な運行計画・管理を徹底されたい。

(4)　水循環・緑・景観について

ア　工事においては、杭の本数、工法、配置等に配慮し、地下水の流況を阻害しないよう配慮されたい。

イ　揚水に伴っては、地下水位等の観測を実施し、結果等を公表されたい。

ウ　建築地内の井戸について、震災対策井戸としての登録も検討されたい。

エ　緑化については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「東久留米市のみどりに関する条例」､「東久留米市工場立地法地域準則条例」における基準の遵守はもちろんのこと、積極的に緑化推進に努められたい。

オ　建物の色等の景観については、周辺住環境に十分に配慮されたい。

(5)　廃棄物について

解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土、並びに工事完了後における施設の稼働に伴う廃棄物の排出について､場外への排出量をできる限り抑制するよう努められたい。

(6)　温室効果ガスについて

省エネルギー対策を徹底するとともに、再生可能エネルギーの導入に努め、施設稼働に伴う温室効果ガスの排出発生抑制に努められたい。

(7)　その他

ア　今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。

イ　工事の施工中及び完了後において、苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うと同時に、住民からの要望等については誠実に対応されたい。

ウ　工事の施工中及び完了後において、環境に関して特段の事案が発生した場合は、法令の有無にかかわらず、真摯な対応と適切な措置に努められたい。